

○所得控除額○

◇雑損控除

前年中に、災害や盗難等により住宅や家財などに損害を受けた方

控除額：次のいずれか多い方の金額

- ① (損害金額-保険金で補てんされる金額) - (総所得金額等×10%)
- ② 災害関連支出の金額-5万円

◇医療費控除等 (次のいずれかを選択)

◆医療費控除

前年中、本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために、医療費を支払った方

控除額：(支払った医療費-保険金等で補てんされる額) - (総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない方の金額)

◆セルフメディケーション税制控除

前年中に、健康の保持増進及び疾病の予防として特定一般用医薬品等を購入した方

控除額：支払った金額-保険金等で補てんされる金額-1万2千円

◇社会保険料控除

前年中に、国民健康保険税、国民年金、雇用保険料などの社会保険料を支払った方

控除額：支払った額

◇小規模企業共済等掛金控除

前年中に、小規模企業共済等掛金を支払っている方

控除額：支払った額

◇生命保険料控除

前年中に、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った方

控除額：上限額7万円

旧制度 (一般・個人年金それぞれに適用)

年間の支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超～40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
40,000円超～70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

新制度 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)

年間の支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料の全額
12,000円超～32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
32,000円超～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,500円
56,000円超	一律28,000円

◇地震保険料控除

前年中に、地震保険料や旧長期損害保険料を支払った方

控除額：

地震保険料・・・支払保険料×1/2 (上限2万5千円)

旧長期損害保険料・・・

年間の支払保険料	控除額
5,000円以下	支払保険料の全額
5,000円超～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
15,000円超	一律1万円

両方支払っている場合・・・両方の控除の合計額 (上限額2万5千円)

◇障害者控除

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族が、身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方

控除額：

普通障害者控除・・・26万円

特別障害者控除 (身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方が該当)・・・30万円

同居特別障害者控除・・・53万円

◇寡婦控除

前年の合計所得金額が500万円以下の女性で、夫と死別 (生死不明) 又は離別しており、婚姻をしていない方や子以外の扶養親族がいる方 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者は除く

控除額：26万円

◇ひとり親控除

前年の合計所得金額が 500 万円以下で、配偶者と死別（生死不明）又は離別後に婚姻をしていない方や未婚の方で、生計を一にする子がいる方※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者は除く

控除額：30 万円

◇勤労学生控除

本人が大学・高校または一定の専修学校などの学生か生徒で、前年の合計所得金額が 75 万円以下の方

控除額：26 万円

◇配偶者（特別）控除

前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族又は事業専従者を除く）がいる方
控除額：

		本人の合計所得			控除の種類
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	
配偶者の合計所得	48 万円以下 *控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円	配偶者控除
	48 万円以下（70 歳以上） *老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円	
	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	配偶者特別控除
	95 万円超 100 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
	100 万円超 105 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
	105 万円超 110 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
	110 万円超 115 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
	115 万円超 120 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
	120 万円超 125 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	

◇扶養控除

生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が 48 万円以下の方

控除額：

一般の控除対象扶養親族・・・33 万円

特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）・・・45 万円

老人扶養親族（70 歳以上）・・・38 万円

同居老親等扶養親族・・・45 万円

◇基礎控除

前年の合計所得金額が 2,500 万円以下の方

控除額：

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円

★★生計を一にするとは・・・日常の生活の資を共にすることをいいます。家族や親族と別居している場合でも、生活費や療養費などを常に送金していて、余暇には起居を共にしているときは、生計を一にするものとして取り扱われます。